

緊急シンポジウム

「改正建築基準法はいりません!!」

2008年4月1日(火) 19:15-21:15 文京シビックホール 小ホール (18:30 開場)

主催=建築ジャーナル

後援=(社)日本建築家協会

このシンポジウムは、
CPDプログラム(2単位)に
認定されています。

18:30 開場

19:15-20:10

基調講演

神田 順

(東京大学教授、建築基本法制定準備会代表)

——改正基準法から建築基本法へ

現場報告1

古川 保

(すまい塾古川設計室)

——建築基準法が日本の伝統構法を破壊する

現場報告2

佐藤 淳

(佐藤淳構造設計事務所)

——建築基準法は構造設計の自由を奪う

20:15-21:15

「徹底討論! 建築基準法はこう変える」

パネリスト

神田 順

(東京大学教授、建築基本法制定準備会代表)

佐藤 淳

(佐藤淳構造設計事務所)

古川 保

(すまい塾古川設計室)

馬淵澄夫

(民主党・衆議院議員)

司会

江口征男

(江口征男建築設計事務所)

定員

350名

(お電話、FAX、Eメールでお申込みください)

参加費

一般2,000円、学生1,000円

(資料代含む)

今、日本の住宅の現場から悲鳴が上がっています。姉歯事件を始めとする一連の構造偽造問題に対処しようと、国土交通省は国民の安心安全をうたい文句に、二〇〇七年六月二〇日、建築基準法改定を施行しました。改定の大きな柱は、建築確認における審査の厳格化と構造計算適合性判定の新設ですが、法の厳格化による書類主義は、安心・安全を担保しないだけでなく、技術者の創意工夫や伝統的建築の継承を認めない悪循環をもたらしました。具体例を挙げれば、伝統構法による木建築が建てられない、工法によっては小住宅に大型建築物と同様の検査費用が強いられています。また、「適判」制度により構造事務所の作業量と責任が増し、ハイリスク・ローリターンな業種となり、構造専門家の離職が開始されています。

建築基準法改定後には、建設需要は前年度比に対して約四割も落ち込みました。需要の減少は建築関係者の仕事を奪うことを意味しています。真面目に取り組み建築技術者の職を失わせることは、国民にとって、社会にとって大きな損失です。改正建築基準法は次世代の日本の建築文化を消失させることにもつながります。

この問題を解決するためには、社会問題に発展させて、世論に強く訴えていくことが必要です。シンポジウムには、姉歯事件の暗部を国会の場で明らかにした馬淵澄夫国会議員もパネリストとして登壇します。

改正建築基準法を見直すために、一人でも多くの方の参加が必要です。周りの方にもお声をかけていただき、奮ってご参加いただきますよう、よろしくお願いたします。

建築ジャーナル

主催: 建築ジャーナル 後援: (社)日本建築家協会

会場: 文京シビックホール小ホール(東京都文京区春日1-16-21 T.03-5803-1100)

* 駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

- 東京メトロ丸ノ内線・南北線「後楽園駅」徒歩3分

- 都営地下鉄三田線・大江戸線「春日駅」徒歩3分

- JR中央・総武線「水道橋駅」徒歩8分

お問合せ: 建築ジャーナル編集部 T.03-3861-8104 (担当: 中村)

お申込みは、FAX 03-3861-8205 またはE-mail: tokyo@kj-web.or.jp

お名前

ご所属

人数

名

TEL

E-mail